

京都市告示第120号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成22年 5月 28日

京都市長 門 川 大 作

道路の種類 市 道

供用開始の期日 平成22年5月28日 午後3時

路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
西京極102号線	右京区西京極西川町19番地の3地先から	旧	メートル 92.00	メートル 12.00 ~ 24.00
	同区西京極堤外町1番地の45地先まで	新	92.10	16.00 ~ 25.60

(建設局土木管理部道路明示課)